

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第700号

令和4年11月29日付け監査第700号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月17日

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 長 | 谷 | 尾 | 雅 | 通 |
| 大分県監査委員 | 長 | | 野 | 恭 | 子 |
| 大分県監査委員 | 駕 | | 海 | | 豊 |
| 大分県監査委員 | 戸 | | 高 | 賢 | 史 |

1 注意事項についての措置状況

| 監査対象機関 | 監査実施日 | 監査結果の注意事項及びその措置状況 |
|-------------|-----------|--|
| (教育庁及び教育機関) | | |
| 国東高等学校 | 令和4年4月20日 | <p>注意事項</p> <p>寮生活で使用するトイレトペーパーや洗濯用洗剤などの物品購入について、保護者から集金して学校取扱金から支出すべきものを、公費で支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>令和4年度から寮に係る経費負担を①公費、②寮費、③個人の3種類に分類し、それぞれで負担すべきものを明確にした。</p> <p>今後は、「学校私費会計取扱要領」及び「寄宿舎における光熱水費の取扱いについて（通知）」に基づき適切な寮運営を行う。</p> |